

熊本県公報

第 1 1 4 2 0 号
平成 18 年 6 月 19 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域決定……………(道路保全課) 1
- 道路の供用開始……………(") 1
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2

公 告

- 土地改良区解散に伴う清算人の就任……………(農村計画・技術管理課) 2
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定……………(健康危機管理課) 2
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退……………(") 3
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 3
- "……………(") 3
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………(") 4
- クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定……………(薬務衛生課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見……………(商工政策課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県企業局職員住宅管理規程の一部改正……………(企業局総務課) 5

告 示

熊本県告示第 645 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成 18 年 6 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を決定する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 決 定 す る 区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	湯前人吉自 転車道線	球磨郡湯前町字牧原 955 番 1 地先から 同町字上大瀬 921 番 4 地先まで	4.4 ～ 6.3	193.0	

2 区域を決定する期日 平成 18 年 6 月 19 日

熊本県告示第 646 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 6 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	小川泉線	宇城市小川町大字南海東字水口 385 番 2 地先から 同町大字南海東字今村 500 番 2 地先まで	453.0	舗装工事

2 供用を開始する期日 平成 18 年 6 月 26 日

熊本県告示第 647 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江乙字葛の上 463 の 13、463 の 23 から 463 の 31 まで、463 の 6・463 の 9 から 463 の 12 まで・463 の 14・463 の 15（以上 7 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 483 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就任の届出があったので、同法第 68 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により公告する。
平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 土地改良区の名称
西原村土地改良区
- 2 就任する清算人

氏 名	住 所
加 藤 義 明	阿蘇郡西原村大字布田 1705
久保田 嘉 信	阿蘇郡西原村大字鳥子 1552
日 置 和 彦	阿蘇郡西原村大字鳥子 2636
藤 本 一 雄	阿蘇郡西原村大字鳥子 1006
松 永 一 隆	阿蘇郡西原村大字鳥子 186
海 東 磨	阿蘇郡西原村大字小森 1229
大 谷 光 明	阿蘇郡西原村大字小森 1992
坂 本 近 利	阿蘇郡西原村大字小森 1995
野 田 幸 信	阿蘇郡西原村大字鳥子 1536
古 庄 勝	阿蘇郡西原村大字鳥子 658-3
藤 田 保 生	阿蘇郡西原村大字鳥子 1514
荒 木 俊 輔	阿蘇郡西原村大字小森 1231
永 田 義 徳	阿蘇郡西原村大字小森 1084

熊本県公告第 484 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。
平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令番号	所在地	名 称	開設者		指定年月日
			住 所	氏 名	
11	八代市郡築一番町 20	ぐんちく調剤薬	八代市袋町 1 番 25 号	有限会社 わかくさ	平成 18 年

	8 番地 2	局		薬局	7 月 1 日
12	菊池郡菊陽町津久礼 3262-1	かとう整形外科 光の森	熊本市南千反畑町 4 -15-806	加藤 悌二	平成 18 年 6 月 1 日
13	下益城郡富合町大字 平原 387 番 2	医療センター前 薬局	熊本市古城町 2 番 16 号	株式会社 ミユキメ ディカル	平成 18 年 5 月 17 日
14	八代市上片町 1561 番 地 1	さくら歯科医院	熊本市若葉五丁目 19 -58 メゾンドソレイ ユ若葉 205 号	堤 英臣	平成 18 年 5 月 17 日

熊本県公告第 485 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所在地	名称	開設者		辞退年月日
		住所	氏名	
荒尾市原万田字八反 田 615-6	辻芳郎歯科クリ ニック	荒尾市緑ヶ丘三丁目 2 番地 12	辻 芳郎	平成 18 年 5 月 12 日
荒尾市大島 21 番地	足達産婦人科医院	荒尾市大島 21 番地	足達 豊政	平成 18 年 3 月 31 日

熊本県公告第 486 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 18 年 5 月 30 日
- 名称
特定非営利活動法人 柘
- 代表者の氏名
本多 清
- 主たる事務所の所在地
上益城郡御船町大字滝川 94 番地 1
- 定款に記載された目的
この法人は認知症高齢者や、介護保険法に定める要介護者等の自立支援を目的とし、その家族や配偶者の負担軽減も含め通所介護、通所予防介護、訪問介護、グループホーム、小規模多機能住宅等の在宅介護を主体とした事業を行い、地域社会の福祉充実を図り、広く公益に貢献する事を目的とする。

熊本県公告第 487 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 18 年 5 月 31 日
- 名称
NPO 法人玉名きぼうの家
- 代表者の氏名
戸越 マリコ
- 主たる事務所の所在地
玉名市繁根木字宮前 233 番 4
- 定款に記載された目的
この法人は、玉名市やその周辺の地域に居住する精神障害を持つ人たちや高齢の方々
が地域の中で自分らしい生活が出来るよう自立支援や権利擁護等の事業を行い、障害当
事者のこれまでの経験を生かして、全ての人々が共に安心して暮らせる社会づくりに寄
与していくことを目的とする。

熊本県公告第 488 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 5 月 30 日
- 2 名称
特定非営利活動法人みらい有明・不知火
- 3 代表者の氏名
滝川 清
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市保田窪一丁目 1 番 35 号大田ビル 2 階
- 5 定款に記載された目的
この法人は、有明海・八代海に関わる海域・陸域の自然環境と生態系の保全を図り、併せて沿岸域における海岸堤防・干拓低地の国土保全に資するため、「産」「学」連携し、知力と応用技術力を結集して調査・研究を行い、その成果を行政に政策提言するとともに、海をテーマとする交流活動を行って、子供たちの健全育成と地域の活性化を図り、もって有明海・八代海の再生と沿岸地域の生活基盤の安定に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 489 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項及び 8 条の 3 の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者の講習を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 研修及び講習の種類
第 1 型クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 研修及び講習の開催年月日及び会場
(1) 平成 18 年 11 月 12 日 JA 鹿本会館（山鹿市山鹿 1026-17）
(2) 平成 18 年 11 月 26 日 宇城市松橋公民館（宇城市松橋町松橋 430-1）
- 4 研修及び講習の科目及び時間数
(1) 研修
ア 衛生法規及び公衆衛生 1 時間（うち継続者時間数 30 分）
イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 時間（うち継続者時間数 30 分）
ウ 洗たく物の処理 1 時間
エ 繊維及び繊維製品 1 時間
(2) 講習
ア 衛生法規及び公衆衛生 1 時間（うち継続者時間数 30 分）
イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 時間
ウ 洗たく物の処理 1 時間（うち継続者時間数 30 分）
エ 繊維及び繊維製品 1 時間
- 5 受講料
(1) 研修受講料 5,000 円
(2) 講習受講料 4,500 円
- 6 研修及び講習の問い合わせ先
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター（熊本市白山一丁目 4 番 9 号 末永ビル 2 階 電話 096-362-3061）

熊本県公告第 490 号

大規模小売店舗土地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 17 年 12 月 26 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により天草市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー牛深店
天草市久玉町 5712 番地 4 外
- 2 市町村意見の概要
(1) 店舗駐車場への右折進入に伴う交通渋滞が懸念されるので、状況に応じて対策を講じること。
(2) 夜間隣接する民家に冷蔵・冷凍機器等の室外機による騒音被害が発生しないよう

- 十分に配慮すること。
- (3) 夜間の照明については、隣接する国道 266 号を通行する車両に影響がないよう十分配慮し状況に応じて対策を講じること。
- (4) 店舗建設予定地周辺の道路は小中学生・高校生の通学路のため、車輛の出入口等における児童生徒の安全確保に努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
平成 18 年 6 月 19 日から平成 18 年 7 月 19 日まで

登載依頼**熊本県公営企業管理規程第 9 号**

熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 6 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員住宅管理規程（昭和 42 年公営企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「27,700 円」を「30,300 円」に、「8,000 円」を「13,300 円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の熊本県企業局職員住宅管理規程別表の規定にかかわらず、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間は 27,700 円を 28,500 円に、8,000 円を 9,700 円とし、平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間は 27,700 円を 29,300 円に、8,000 円を 11,400 円とする。

